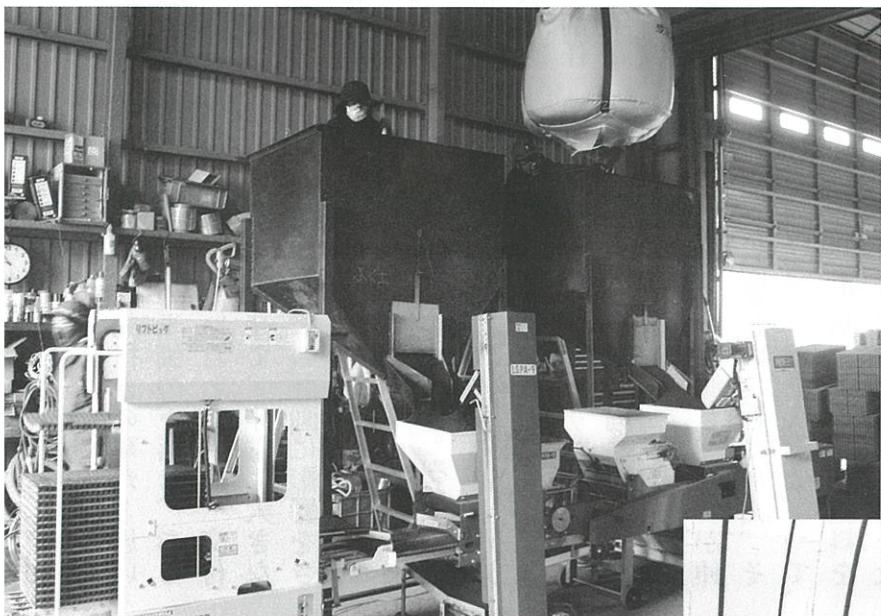


みのぶ

5月号



水稻種子の種まき始まる（4月13日、安藤裕二さんハウス、美唄市豊葦町）

■発行日/令和4年5月1日/No.1441号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

就任のご挨拶



代表理事組合長
伊藤俊春

過日行われた、第74回通常総会を経て、この度、第8代代表理事組合長に就任いたしました。前任の森川組合長のもと、3期9年間、専務理事として、その任についていたわけですが、その間、私自身の力不足を感じながら、何とか努めてまいりました。今現在においても、この責務を果たしていくけるかを感じているところです。更に、今回の改選において、理事定数の削減により、地区選出が9名から6名となり、管内それぞれの地域の組合員皆様の声が、届きにくくなる不安もありますが、役員一体進めてまいります。また、常勤体制も職員兼務理事を含めた3人となり、高田専務と小田事業統括室長とで、体制整備に努めてまいります。

現在、皆様方の心配は、農家経営（経済）の先行きの事だと思します。昨年の米価の下落はある程度予測していたとはいえ、交付金の減額も併せて、非常に大きな事で、今年以降の計画に影響をさせています。需給調整をいかに守りながら進めていても、限界があり、これをどう対処するかです。

コロナの発生以降、2年以上が過ぎましたが、なかなか落ち着く様子が見られず、ワクチンの効果はあるものの、以前と同じ形には戻りません。人口減少に加え、海外からの観光客が激減し、需要が伸びる要素が難しいことに加え、それまでの国での感染状況によって、経済活動に規制がかかり、肥料をはじめとした資材価格に影響を及ぼしているさなか、ロシアのウクライナ侵攻によつて、エネルギーをはじめ、穀物相場にも影響し、日本経済だけではなく、世界経済にも影響しています。そのことも含めて、系統とともに、燃料、資材価格等の対策を要望していきたいと考えます。

また、水田活用の直接支払い交付金の見直しについては、まだ最終的な考えが示されていない中、はつきりとしたことは言えません

が、基本ルールはルールとしても、今まで我々が取り組んできた、転作の在り方を踏まえ、対応策を行なうとともに、確認していきたいと思います。現状の様々な問題点を整理して、資産評価も含めて、不利益とならない様、対応していきたいと思います。

いずれにしても、組合員皆様の経営をしつかり守つていくためにJAとしても財務基盤の強化を含め健全経営に努めていかなければなりません。今回の総会で提案し承認いただいた、第11次地域農業振興計画と中期経営計画をしっかりと進めて行くことになります。今回の3年間の計画については、基本的に第10次の継承と発展であり、基本方針で上げている内容の達成のため、重点目標として「農業所得向上に向けた取組」

が、必要なとれます。これまで取り入れることはもちろんですが、生産現場でのGAPの取り組みの徹底や緑の食糧システム戦略にうたわれている、カーボンニュートラルをはじめとする環境負荷軽減の取り組みについても、当たり前の意識で行うことにより、生産する側も消費する側も「峰延」をもつと意識してもらえる事が、必要だと考えます。

また、本部事務所も含め、各施設の老朽化に伴い、組合員皆様にとって必要な改修や建設設計画を今後検討していくことになりますが、そのためにも、より一層の財務基盤の強化が必要になってしまいます。このことは次の中期計画に向けて検討していくことになりますが、今抱えている様々な問題を、しっかりと対応しながら、計画の達成に向けてまいります。

私たち、JAみねのぶの使命は、協

ともに、その目的にあつた品質、収量の向上を図るために、巡回等を通じて理解を深めて、生産・集荷の拡大を図つていくものです。

あわせて、消費者、実需の方々に対しても安全安心な農産物の生産を理解していただくために、精米利益とならない様、対応していきたいと思います。

JAみねのぶの使命は、協

ともに、その目的にあつた品質、収量の向上を図るために、巡回等を通じて理解を深めて、生産・集荷の拡大を図つていくものです。

あわせて、消費者、実需の方々に対しても安全安心な農産物の生産を理解していただくために、精米利益とならない様、対応していきたいと思います。

同組合運動、つまりは報徳の実践によつて、組合員皆様の経営の安定、すなわち生活の安定と発展のためであり、そのために計画に沿つて実行、実践しています。当組合の代表として、このことを肝に銘じながら、甚だ微力ではありますが責務を果たしていくことをお誓い申し上げ、就任にあたつての御挨拶に代えさせていただきます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の役員としてご尽力を頂きました、前組合長の森川様をはじめとする、退任をされました役員の方々に於かれましては、それぞれの立場で農協事業に貢献頂きました事に感謝を申し上げます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の専務理事として、また、金融事業を合わせて担当させて頂くこととなりました。



専務理事
高 田 豊

これまで同組合運動、つまりは報徳の実践によって、組合員皆様の経営の安定、すなわち生活の安定と発展のためであり、そのために計画に沿つて実行、実践しています。当組合の代表として、このことを肝に銘じながら、甚だ微力ではありますが責務を果たしていくことをお誓い申し上げ、就任にあたつての御挨拶に代えさせていただきます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の役員としてご尽力を頂きました、前組合長の森川様をはじめとする、退任をされました役員の方々に於かれましては、それぞれの立場で農協事業に貢献頂きました事に感謝を申し上げます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の専務理事として、また、金融事業を合わせて担当させて頂くこととなりました。

就任のご挨拶

これまで同組合運動、つまりは報徳の実践によって、組合員皆様の経営の安定、すなわち生活の安定と発展のためであり、そのために計画に沿つて実行、実践しています。当組合の代表として、このことを肝に銘じながら、甚だ微力ではありますが責務を果たしていくことをお誓い申し上げ、就任にあたつての御挨拶に代えさせていただきます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の役員としてご尽力を頂きました、前組合長の森川様をはじめとする、退任をされました役員の方々に於かれましては、それぞれの立場で農協事業に貢献頂きました事に感謝を申し上げます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の専務理事として、また、金融事業を合わせて担当させて頂くこととなりました。

これまで同組合運動、つまりは報徳の実践によって、組合員皆様の経営の安定、すなわち生活の安定と発展のためであり、そのために計画に沿つて実行、実践しています。当組合の代表として、このことを肝に銘じながら、甚だ微力ではありますが責務を果たしていくことをお誓い申し上げ、就任にあたつての御挨拶に代えさせていただきます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の役員としてご尽力を頂きました、前組合長の森川様をはじめとする、退任をされました役員の方々に於かれましては、それぞれの立場で農協事業に貢献頂きました事に感謝を申し上げます。

また、この度の役員改選に於きまして、峰延農協の専務理事として、また、金融事業を合わせて担当させて頂くこととなりました。

新役員のご紹介

本年度の役員改選で理事7人（新任2人）と監事3人（新任1人）が選任されましたのでご紹介いたします。



理 事
八 田 重 忠
(地区)峰権



理 事
橋 本 昌 宏
(地区)上美唄中央



理 事
河 野 和 秀
(地区)光珠内中央



理 事
北 野 博 視
(地区)岩峰瑞穂



員外監事
安 沢 義 孝
(地区)員外



監 事
石 川 弘 樹
(地区)光珠内中央



代表監事
佐 藤 和 彦
(地区)大願



理 事
小 田 勝 行
職員兼務

水稻種子の種まき始まる

J A管内では4月12日から令和4年産米作付け用の水稻種子の播種作業が始まりました。

管内でトップを切ったのは豊葦町の安藤裕二さんで、前年並みの開始時期となりました。

播種作業は15日まで続き、「なつぼし」「ゆめぴりか」「風の子もち」の3品種、8000枚の播種作業を行いました。

安藤さんは「米の消費が低迷し先行きが不安だが、新型コロナウイルスの1日も早い終息を願つて、水や温度管理に気を付けながらお話を語つてくれました。



播種作業をする安藤裕二さん

岩見沢大願地区安全祈願祭 岩見沢大願地区安全祈願祭 岩見沢大願地区安全祈願祭

4月11日、北村環境改善センターホールで国営緊急農地再編整備事業岩見沢大願地区の安全祈願祭が開催されました。

当日は、松野岩見沢市長、篠原市議会議長、北海土地改良区、JA、岩見沢地区国営農地再編整備事業促進期成会の関係者ら総勢約40人が参加しました。

神事として、献饌の儀や祝詞奏上の一連の儀の後、玉串拝礼の儀を行いました。関係者一同で工事の安全を祈願しました。



玉串拝礼をする伊藤組合長

最後に、岩見沢市松野市長から

「農作業の効率が向上し、スマート農業等がさらに普及していくことを期待するとともに、工事の安全と本地域の益々の発展を心より祈念いたします」と祝辞が述べられました。

岩見沢大願地区は、今年度より区画整理工事を開始し、令和16年度の事業完了を予定しています。

本地区の受益面積は1259haで、圃場の大区画化・排水改良などの基盤整備を行い、誰でも効率的に作業ができるスマート農業に対応した生産基盤を確立し、効率的かつ安定的な農業経営を目指していきます。

農業の労働力不足解消へ 1日農業バイトアプリ説明会

3月24日、当JA会議室で農繁期の労働力確保に向け、1日バイトアプリ「daywork（デイワーク）」の説明会を開催しました。

デイワークは農作業における労働力不足を解消するため開発された、農家と求職者を結びつけるマッチングアプリです。農作業のアルバイトをお探しの農家が自らアプリを使用して求人募集を行い、いただきアプリ上で採用するもの

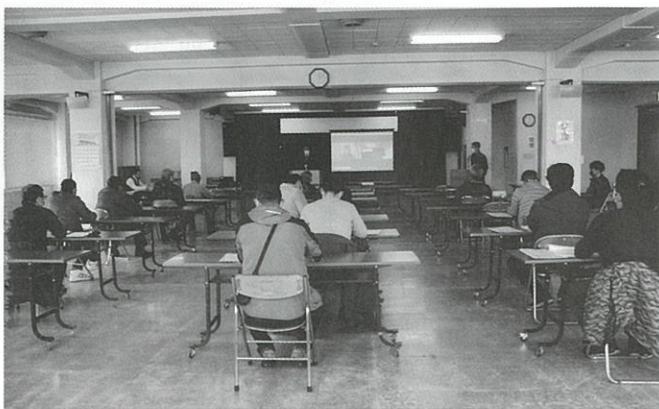
です。本業を持つている方でも副業として農業を手伝うことができるというのが特徴で、生産者の皆さんのがデイワークサービスを利用することと、その地域に住む方々



祝辞を述べる松野岩見沢市長

が自分の休日を利用して手伝ってくれるようになります。求人の登録や求職者とのマッチングもスマートフォンで手軽にできるので、簡単に1日単位の農作業アルバイトを募集することができます。

説明会は、始めにデイワークを開発した鎌倉インダストリーズ株式会社代表取締役社長の原雄二様から、デイワークのアプリについ



デイワーク説明会の様子

てと実際の使用方法の説明がありました。続いて社労士法人ホームラン代表社員の阿部秀樹様からデイワークを利用する際の労務管理の注意点について説明がありました。次にホクレン営農支援センター川野課長補佐からパートの募集と採用するにあたつての心得と、JA北海道中央会岩見沢支所の桑原次長からは源泉徴収について説明がありました。

農繁期の労働力確保に向けてデイワークに興味がある方は、説明会の資料を配付しますので、農業振興課までお問合せ下さい。

1. 代表理事組合長の互選について
2. 専務理事の互選について
3. 理事の業務執行代行順位の決定について
4. 信用担当理事の決定について

◇付議事項◇

3月臨時理事会開催

3月28日開催の臨時理事会において次の事項が決定されました。

1. 代表理事組合長の互選について
2. 専務理事の互選について
3. 理事の業務執行代行順位の決定について
4. 令和3事業年度業務報告書の作成・提出について
5. 役員と組合の取引基準について
6. コンプライアンス・プログラムの策定について

5月の農協常会は農繁期のため休会します

J A 峰延青年部ボーラー会 第58回通常総会の書面議決実施

J A 峰延青年部ボーラー会（川端慶也部長）の第58回通常総会は昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、書面による議決権行使を行い、令和3年度の事業経過並びに収支決算の承認、令和4年度の事業方針案並びに収支予算案の承認、令和4年度の会費及び納入期日・会員登録、役員改選、規約の改正について提案し、全て会員の過半数の賛成により議案の通り承認を受けました。

令和4年度の役員は左記の通りです。（敬称略）

・ 部長	荒井 翔悟	（光珠内）
・ 副部長	北野 準樹	（上美唄）
・ 会計	加藤 藍規	（峰樺）
・ 監事	川端 慶也	（上美唄）
・ 監事	鈴木 達也	（光珠内）

1. 令和4年度農家経済再建対策組合員及び債権管理組合員の選定について
2. 令和4年度長期共済一斉推進要綱の設定について
3. 理事に対する令和4年度クミカン取引の貸越極度額等の設定について
4. 令和3事業年度業務報告書の作成・提出について

5. 使用人兼務役員の職務の決定について
6. 農家経済再建対策委員会及び債権管理対策委員会委員の選任について
7. コンプライアンス委員会委員の選任について
8. 令和4年度の理事報酬について
9. 退任理事に対する退職慰労金の支給について

第3回（4月定例）理事会開催

4月25日開催の第3回（4月定期）理事会において次の事項が決定されました。

◇付議事項◇

退任後も、健康と幸多き人生を歩まれることをお祈りいたします。長い間大変お疲れ様でした。

7. 規程類の一部改正について
森川前組合長・安達前常務理事退任セレモニー
3月31日、当JA三階大会議室で森川前組合長、安達前常務理事の退任セレモニーを開催しました。当JA職員から花束と記念品を贈呈し、常勤として森川前組合長は15年間、安達前常務理事は6年間の勤労生活に幕を閉じました。



II職員の退職II

・影山桃花（農業振興課）

令和4年3月31日付け

退職後は、地元に戻り家業である農業に従事。これまでの経験を活かして、益々のご活躍と末永く健康で過ごされる事をお祈り申し上げます。お疲れさまでした。

人事異動発令

定期人事異動を発令しました。

今回機構改革により販売企画課の青果・精米業務を営農販売課へ統合し、それに伴い販売企画課を営農資材課といたしました。（）は前職名

令和4年3月29日付け

・小田勝行 事業統括室長（事業統括室長（兼）内部監査室長（兼）総務課長（総務課長）

令和4年4月8日付け

・工藤宏章 金融課長（営農販売企画課長）

・板井田裕二 営農資材課長（販売企画課長）

・安西圭史 営農販売課長（営農販売企画課次長）

・坂本充 事業統括室次長（兼）金融課次長（金融課長）

・佐藤和登 営農販売課課長補佐

（主任）（販売企画課課長補佐（主任））

・佐藤みゆき 金融課主任（金融課主任）

・田中和憲 営農販売課主査（販売企画課）

・阿部夕子 営農資材課主査（販売企画課）

・奥山翔平 営農販売課（営農販売課（兼）事業統括室）

・上田駿樹 営農資材課（販売企画課）

・高倉龍成 営農販売課（販売企画課）

・大泉恭介 営農販売課（販売企画課）

・葛西義奇 営農資材課（販売企画課）

・小笠原康平 営農販売課（販売企画課）

・高橋寛磨 農業振興課（販売企画課（兼）事業統括室）

JA共済にご契約の自動車が事故に遭われたときは

◎交通事故の受付は

平日（9時～17時）は、

☎0126-67-2113 (JAみねのぶ金融課共済係)

平日17時～翌日9時・土日祝日は、

☎0120-258-931 (JA共済事故受付センター)

*フリーダイヤル24時間365日受付

交通事故の受付の際には、次のものをご用意願います。

・車検証・自賠責証明書・運転免許証

◎交通事故の際には、救急119・警察110もお忘れなく。

(JAみねのぶ 金融課)

JAの通帳、カードの紛失・盗難・不正な払戻しに気付いたときは

◎受付対象

- ① キャッシュカード・ローンカード
- ② 質金通帳・質金証書 ③ 印鑑

◎JAの通帳、キャッシュカード等の紛失・盗難・不正な払戻しに気付いたときは

事故発生に伴い、質金払戻即時停止措置を講じる必要があるため窓口への届出前に電話によるお客様からの事故連絡をお願いいたします。(電話連絡とは別に金融店舗に事故届の提出が必要になります。)連絡先は、

平日（9時～17時）は

☎0126-67-2114 (JAみねのぶ金融課質金係)

平日17時～翌日9時・土日祝日は

☎0120-944-904

(JAバンク・キャッシュカード紛失共同受付センター)

*フリーダイヤル24時間365日受付

(JAみねのぶ 金融課)

尊徳翁は次のように話された。農家でも商家でも、富裕な家庭の子弟は、仕事としてあくせくと働くことは必要がない。貧しい家の子弟は、生活を成り立たせるために一生懸命に働き、裕福になりたいために、勉強もする。富裕な家庭の子弟は、ちょうど山の頂上に居るようなものだから、既に登るところはなく、前後左右が皆、眼下にあるだけである。

この様なことから、富裕子弟は、武士の真似をし、大名の真似をしたりして、増長に増長を重ね、ついには破滅する。天下に名だたる富裕者がこのようにして破滅して

いる。長く富裕を維持し、資産を保つには、私が唱えている推譲を実施することである。

この方式を採用しないときには、いくら多額の財産があろうとも、それは、見掛けは茸であるが、食用にならず何の役にも立たないままであるだけである。ところはなく、前後左右が皆、眼に立たない。只いたずらに生じて、ぐそ茸と同じでしかない。まぐそ茸は、気候によつて生じるが、すぐ腐敗してしまって、世の中の用に立たない。只いたずらに生じて、いたずらに消滅していく、情けない存在である。世の中で、富裕者と言われる一家に、そのような者の多いことは残念なことである。

JAみねのぶ 経営管理組織図

(令和4年4月8日現在)

内部監査室

室長	青木 健晴
	菊地 和矢

代表理事組合長

伊藤 俊春

専務理事

高田 豊

事業統括室

理事統括室長	小田 勝行
次長	坂本 充

監事会

(3 名)

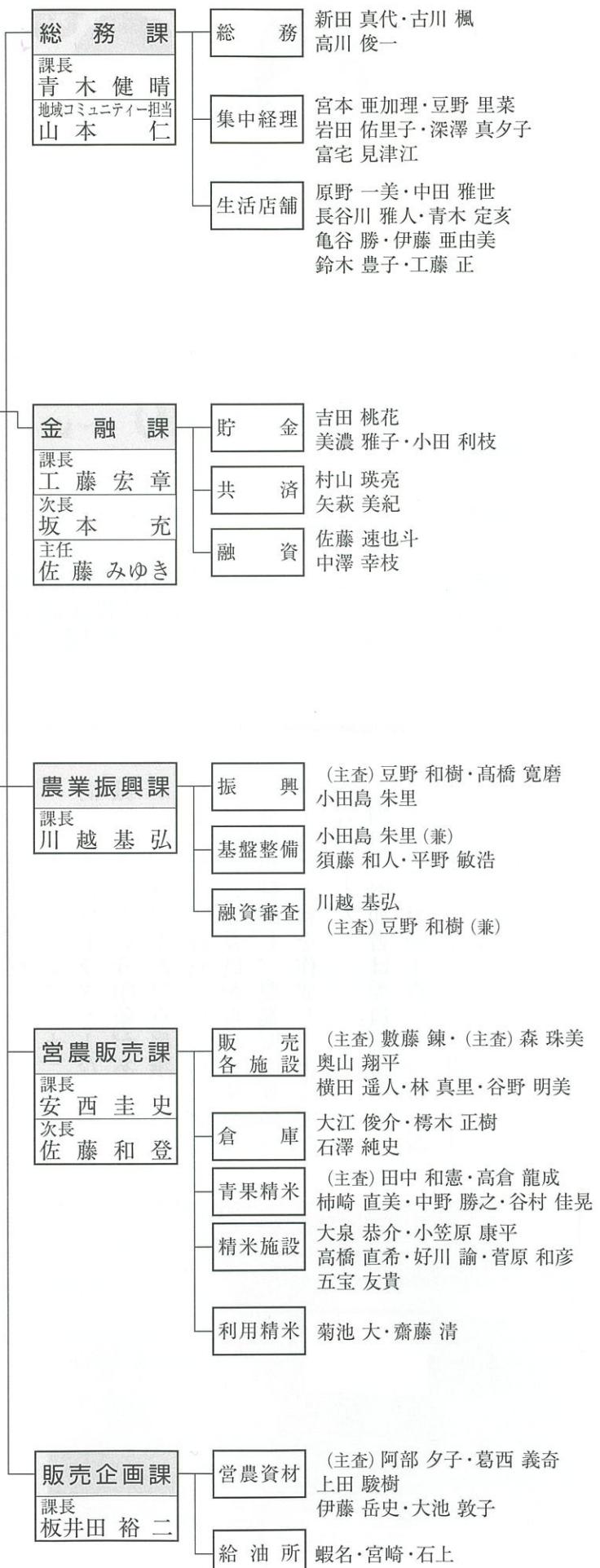
理事会

(7 名)

職員数

室長	1
管理職	9
正職員	24
臨時	32
合計	66

JAみねのぶ



空知農業改良普及センター

JAみねのぶ管内の担当者をご紹介します



地域第2係長
ぬのめあきひろ
布目 晴洋



専門主任
うえはらともこ
上原 智子



主査
むらむらゆきえ
村 有紀重



普及指導員
たにむらあきほ
谷村 秋穂



専門普及指導員
たかはしいさと
高橋 勇人



普及指導員
はつとりたろう
服部 太郎

空知農業改良普及センター

〒068-0818 北海道岩見沢市並木町22番地
TEL 0126-23-2900 FAX 0126-22-2838

青年部だより ~with Smile~ Vol.1



Smile~

Vol.1



青年部長
めぐろ泰行

JAみねのぶ青年部は、農業の未来を担う若手農業者が集う組織です。地域貢献や農業事業の推進、若手農業者である部員同士の親睦などを目的に様々な活動を行っています。

当青年部は昭和23年に結成され、現在は43人の盟友が活躍しています。

また、北海道農協青年部協議会や全国農協青年組織協議会の一員として、全道・全国規模のJA青年部活動にも取り組んでいます。

今後JAみねのぶ広報誌で青年部の活動内容をご紹介していくので、是非ご覧ください。

3月24日、JAみねのぶ三階大會議室で行われた、営農学習会について報告致します。

今回のテーマ『営農に関する交付金や補助金について』は、私が副委員長を務めております営農委員会にて決定されたものであります。

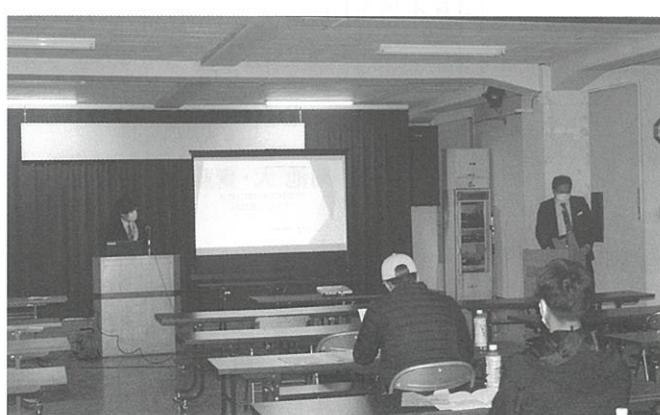
営農学習会は、農業政策の理解、農業知識の向上を図り、将来的の農業を担う後継者を育成することを目的に毎年1回開催しています。

「営農」といいますと、施肥や防除、またはトラクターなどの機械についてという印象がありますが、今回は、まだ経営移譲されていなくても「経営」について学びたい、という委員からのアイデアに全員が賛同し、農業振興課の豆野主査に資料を作成して頂く運びとなりました。

当日、参加者は委員も含めて19名でした。豆野主査に40分ほど説明してもらいました。営農に関する交付金や補助金の種類、地域で主に活用されている交付金についてなど、農水省の配布資料の單な

J Aみねのぶ青年部
営農学習会
岡部卓磨

が、今後の水田活用の交付金の見直しについての質問が出るなど、青年部員の中でも交付金についての問題意識が高まっていることを感じることができました。これからも先輩や同年代の仲間、そして農協職員と連携しながら、より良い農業経営について勉強していく必要がありますと確認できる、良い機会でございました。



営農学習会の様子

る抜粋ではなく、秋小麥や大豆、加工米など作物別の具体的な交付金額の例示などもあり、とてもわかり易かつたと思います。

その後、質疑応答となりました。そこで、質問が出るなど、青年部員の中でも交付金についての問題意識が高まっていることを感じることができました。これからも先輩や同年代の仲間、そして農協職員と連携しながら、より良い農業経営について勉強していく必要がありますと確認できる、良い機会でございました。

成年年齢引下げの民法改正 18歳から“大人”に

いつから変わるの？ ⇒ 令和4年4月1日から（すでに変わっています。）

明治時代から今日までの146年間 民法により日本での成年年齢は20歳と定められていました。民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わりました。令和4年4月1日に18歳、19歳の方は令和4年4月1日に新成人となりました。

近年、公職選挙法の選挙権年齢および憲法改正国民投票年齢を18歳と定めて、18歳と19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうよう政策が進められ、民法でも18歳以上を大人として扱うよう議論を重ね、成年年齢が18歳に引き下げられました。世界的にも成年年齢の18歳が主流となっています。

成年に達すると何が変わる？

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

(例)携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額商品を購入してローンを組む、公認会計士・司法書士・行政書士、医師免許、薬剤師免許などの資格を取得する、10年有効のパスポート（旅券）を取得する

また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できる年齢は男女とも18歳以上となります。一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は変わらず20歳で、健康面への配慮や非行防止、青少年保護等の観点から現状維持となっています。

成年に達して一人で契約する際に注意することは？

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」により、その契約を取り消すことができます。未成年者取消権は、未成年者を保護するためのもので、未成年者の消費者被害を抑制する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。契約を結ぶかどうかを決めるのも自分で、その契約に対して責任を負うのも自分自身となります。

契約には様々なルールがあって、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験が乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙う悪質な業者もいます。

18歳成人で危惧される悪徳商法

特に危惧されているのは、「お金」と「美容」です。ダイエットサプリメントやバストアップサプリメント、除毛剤などの詐欺的な定期購入商法や洋服などの詐欺・模倣品サイト、アダルト情報サイトや出会い系サイトといったインターネットを通じたトラブルが増えると予測されます。定期購入では「契約内容をしっかり確認する」「事業者に連絡した記録を残す」、美容では「効果だけでなくリスクも知る」、今すぐ必要かも一度確認することが必要です。また、もうけ話（情報商材、マルチ商法、暗号資産など）は、「怪しい話ははっきり断る」「投資にはリスクがある」「クレジットカードなどで借錢してまで契約しない」などの対策が必要です。

お金の「借りすぎ」は注意

自分ひとりで契約できるようになり、色んな勧誘・誘惑に接する機会が増える可能性があります。お金の「借りすぎ」に注意することが必要です。

- ・浪費、遊興費、ギャンブルなどのために、軽い気持ちで高金利の借金はしない
- ・収入の範囲内で生活し、高金利の借金を避ける
- ・借金返済のための借金はしない（多重債務に陥り、借金返済が困難になる）
- ・自分だけは大丈夫とは思わない（誰でも多重債務に陥る危険性がある）

成人式はどうなる？

成人式の時期や在り方に関しては、法律による決まりはありません。成人式は各自治体の判断で実施されていて、多くの自治体では、1月の「成人の日」前後に開催し、その年度の20歳になる方を対象にしています。

成年年齢が18歳に引き下げられた後、対象は18歳の方にかわるのか、変わった場合は高校3年生の1月の受験シーズンに実施するのか、令和5年1月の成人式は、18歳、19歳、20歳の3世代同時に実施するのかといった課題があります。

~組合員資格等確認のお願い~

平素より、当JAの事業運営にご理解、ご協力、ご利用を賜り厚くお礼申し上げます。

当JAの定款の規定によりまして、組合員の皆さまは加入時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格変更がある場合は、直ちにその旨を書面でJAにお届けいただく(定款第14条)こととなっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号などの当JA届出事項に変更・修正があった場合並びに出資金の相続手続きが生じた場合は、変更手続き等が必要となりますので、お手数ですが当JA総務課までお申し出いただきますようお願いいたします。

なお、現在の組合員資格については先般送付した「出資残高通知書・令和3年度出資配当金及び利用高配当金支払通知書」に記載されていますのでご確認ください。

【JAみねのぶの組合員資格条件(定款第12条の抜粋要約)】

=正組合員資格=

- 30ha以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
- 1年のうち90日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
- 農業を営む法人(その常時使用する従業員数が300人を超えるか、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

=准組合員資格=

- この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 勤務地が当組合の地区内にあり、資金の借入、貯金・定期積金、生産資材・生活物資の購入、共済加入のいずれかを継続して利用することが適当であると認められるもの
- 当組合の地区外に住所があり、生活物資の購入、生産する物資の運搬、加工、保管又は販売の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受け、今後も継続して利用することが適当と認められるもの
- 当組合の地区的全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する正組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの
- 当組合又は当組合の地区内に住所を有する正組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体で、当組合の施設を利用することが適当であると認められるもの

【JAみねのぶの地区(定款第3条の抜粋)】

美唄市のうち峰延、光珠内、豊葦、上美唄、岩見沢市のうち峰延町、岡山町、大願町、北村中小屋、三笠市のうち岡山、川内、達布

◎正組合員から准組合員へ資格変更が必要となる方(次のどちらにも該当する方)

耕作面積に異動があり、耕作する面積が30ha未満となり、さらに1年のうち農業に従事する日数が90日未満になった方

◎准組合員から正組合員へ資格変更が必要となる方

1. 耕作面積に異動があり、現在の耕作する面積が30ha以上になる方
2. 耕作面積は30ha未満であるが、1年のうち農業に従事する日数が90日以上になる方

◎組合員本人の死亡

相続による名義変更、もしくは脱退手続きが必要となります。

◎その他、変更があった場合

1. 結婚等で姓が変わった方
2. 住所を変更された方
3. 電話番号を変更された方

【正組合員と准組合員のちがい】

JAには、正組合員のほか准組合員制度があり、農業者以外でも出資を払い込めば、准組合員としてJAに加入できます。准組合員はJAの各事業を正組合員と同じように利用することが出来ますが、総会での議決権などJAの運営に係る権利が認められていません。正組合員と准組合員の違いはこの点だけです。

近年は農家戸数の減少により正組合員が減少し准組合員が増加、さらに利便性から地域で准組合員として加入する方が増えて地域に密着した協同組合となっています。